

令和8年度 介護福祉士修学資金貸付 募集要項  
(山口県内養成施設入学予定者(高校生対象))

### 1 制度の目的

この制度は、山口県内の介護福祉士養成施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す学生に対し修学資金を貸付けることにより、山口県内において介護人材確保を図ることを目的としています。

### 2 貸付対象者

- (1) 山口県内に住民票を有する高校3年生
- (2) 令和8年4月に山口県内の介護福祉士養成施設(※1)に入学予定で、卒業後は介護福祉士として山口県内で返還免除対象業務に従事しようとする者
- (3) 学業成績等が優秀と認められる者

#### (※1) 山口県内の介護福祉士養成施設

下関福祉専門学校、Y I C看護福祉専門学校、東亜大学

### 3 募集人数

若干名

### 4 貸付額・貸付期間

- (1) 貸付額は、学費分として月額50,000円以内です。  
ただし、学費分を貸付ける場合に限り、次の①～④に定める額を加算することができ、全て無利子です。
  - ①入学準備金 初回の貸付時に限り、200,000円以内
  - ②就職準備金 最終回の貸付時に限り、200,000円以内
  - ③国家試験受験対策費用 一年度当たり、40,000円以内
  - ④生活費加算  
生活保護受給世帯または生活保護に準じる経済状況にあると山口県知事が認める場合に一月当たりの生活費の一部として一定額を加算  
※生活保護受給世帯の者に対する加算は、貸付決定後、生活費加算の支払開始前に生活保護が廃止された場合に限り加算金を支払います。ただし、高等教育の修学支援新制度の「給付型奨学金」「授業料等減免」のどちらか片方でも受けられる方は、生活費加算との併用はできません。申請時の居住地と年齢に応じて金額が異なりますので、詳しくは実施要綱P18別表を参照してください。
- (2) 貸付期間は養成施設に在学する期間(正規の修学期間)とします。

### 5 貸付の申込方法

申請は、高校を通じて次の書類を添えてお申し込みください。

- (1) 介護福祉士修学資金貸付申請書(高校生向け)(実施要綱別記第2号様式-①)  
※生活費加算を申請される方は、併せて申請してください。
- (2) 高等学校の長の推薦書(実施要綱別記第3号様式-①)
- (3) 個人情報の取扱いについて(別紙様式①)
- (4) 世帯全員の住民票(発行日から3ヶ月以内)

(5) 世帯全員の直近の所得証明書（発行日より3ヶ月以内）

(6) 他支援との併用状況申告書

時期	申請者	高校	山口県社協
高校3年生の 10月～1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●必要書類の提出                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付申請書</li> <li>・個人情報取扱同意書</li> <li>・世帯全員の住民票</li> <li>・世帯全員の所得証明書（最新のもの）</li> <li>・併用状況申告書</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●必要書類取りまとめ</li> <li>●推薦書の作成・添付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●確認</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校から申請者に通知書を配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「内定通知書」又は「不承認通知書」を学校が受取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●審査・選定</li> <li>※応募数が定員を超えた場合は選定となります</li> </ul>
時期	申請者	養成校	山口県社協
養成校入学直後（令和8年4月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●必要書類を進学先の養成校に提出                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・誓約書</li> <li>・連帯保証人の印鑑登録証明書</li> </ul> </li> <li>●生活費加算を申請された方は、以下の書類の提出                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯の方は、福祉事務所が発行する書類</li> <li>・生活保護世帯に準じる経済状況の世帯の方は、世帯全員の前年の所得課税証明書その他必要書類</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●必要書類取りまとめ</li> <li>●「在学証明書」の添付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●確認</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●養成校から申請者に決定通知書を配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「決定通知書」を養成校が受領</li> <li>●「口座振込申出書」の提出を申請者に指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●貸付決定</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●口座振込申出書を養成校に提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●口座振込申出書を取りまとめ、県社協に提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●確認</li> </ul>
7月下旬予定 ※初回のみ (4～9月分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定口座へ入金</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●送金</li> </ul>

※内定者の氏名等については、取りまとめの迅速化と送金等を円滑に行うため、事前に「進学先」へ連絡しますので、個人情報に関して個人情報取扱同意書を提出いただく必要があります。

※県内の養成施設に進学しない場合は、貸付内定取消となります。

## 6 貸付の内定・進路決定後の手続

提出された申請書類等を県社協で審査のうえ、貸付の適否を決定し、結果をお知らせします。  
応募数が定員を超えた場合は、世帯の所得状況により選定となる可能性があります。

進学後は、養成施設を通じて次の書類を県社協へ提出してください。

(1) 誓約書（実施要綱別記第1号様式）

※連帯保証人（日本国内に住所を有すること）が必要です。連帯保証人は、貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとします。

※本人と連帯保証人が連署、押印（連帯保証人は実印）し、収入印紙（200円）を貼り割印を押印してください。

(2) 連帯保証人の印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内）

(3) 生活費加算を申請された方は、

①生活保護世帯の方は、福祉事務所長が発行する書類

②生活保護世帯に準じる経済状況の世帯の方は、前年度又は当該年度において、地方税法、その他法令、条例等により住民税等の課税免除、減免、徴収の猶予等の措置を受けている等の事実を証する書類

## 7 貸付の決定・貸付金の振込み

提出された申請書類等を県社協で審査のうえ、貸付の適否を決定し、結果をお知らせします。貸付決定後は、口座振込申出書（実施要綱別記第11号様式）に必要事項を記入して提出してください。口座振込申出書の口座名義人は、申請者本人に限ります。

学費及び生活費加算額は、本人の口座に3ヶ月分をまとめて四半期毎に振込みます。なお、初回の支払は遡及分をまとめて速やかに振込みます。また、入学準備金は初回の貸付時、就職準備金は最終回の貸付時、国家試験受験対策費用は各年度の初めに振込みます。

## 8 貸付の休止

休学又は停学の処分を受けたときは、貸付を休止することになります。

## 9 貸付金の返還免除

(1) 全額免除

卒業後、1年以内に山口県内の介護福祉施設や事業所等で、介護福祉士として返還免除対象業務(※2)に従事し、引き続き5年間(※3)従事した場合等は、貸付金の返還が免除されます。

※2 返還免除の対象業務は介護福祉施設や福祉事業所等で行う介護等の業務で「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知）の別添2に定める職種又は当該施設の長の業務が該当

※3 過疎地域、離島及び中山間地域等で従事された方は3年間

○5年間従事の場合、在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上であること

○3年間従事の場合、在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上であること

(2) 一部免除

返還免除対象業務に引き続いて従事した期間が一定の期間以上となった場合は、返還が一部免除されることがあります。ただし、借受者の責による事由により免職された場合や、特別な事情なく恣意的に退職した場合は一部免除の要件に該当しません。

## 10 貸付金の返還

次のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還していただくことになります。返還期限までに返還できない場合は、年3%の延滞利子がかかります。（返還する金額は、継続して従事された期間等の状況によって一部が免除される場合があります。）

- (1) 修学資金の貸付を解除されたとき。（退学したとき、学業成績が著しく不良となったと認められるとき（留年も該当）、貸付を辞退したいとき、その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき等）
- (2) 死亡したとき、又は心身の故障のため業務に従事できなくなったとき。  
（介護等の業務従事中の死亡を除く。）
- (3) 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士として山口県内の介護施設等において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- (4) 山口県内の介護施設等において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。

## 11 他制度との併用について

他制度との併用については、次のとおりとなります。

- (1) 教育訓練給付金（専門実践教育訓練給付）は併用可能です。
- (2) 高等教育の修学支援新制度は併用可能です。ただし、生活費加算との併用は不可。
- (3) 日本学生支援機構の貸与型奨学金や日本政策金融公庫等その他の教育ローンは、併給することが真にやむを得ないと認められる場合は併用可能です。ただし、貸付制度は返還になる可能性もあるため、合算した分の返還が可能かどうか十分検討する必要があります。
- (4) 生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金等、国費による貸付や給付は併用不可です。

## 12 提出期限

令和8年（2026年）1月23日（金）必着※

（※高校から山口県社会福祉協議会への提出期限です。各高校への提出期限はその前になりますので、在学している高校にてご確認下さい。）

（※書類不備の場合は受理できません。）

## 13 問合せ先・書類の提出先

貸付に関する問合せ先、申請書の送付先は、以下のとおりです。

なお、条件等の詳細は、山口県福祉人材センターまでお問合せください。

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会  
山口県福祉人材センター（介護福祉士修学資金担当）

〒754-0041 山口市小郡令和一丁目1番1号  
KDDI維新ホール3階

TEL : 083-902-2355 FAX : 083-902-5877

E-Mail : jinzai@yg-you-i-net.or.jp

ホームページ <https://yamaguchi-fjc.jp>

山口県福祉人材センター

検索